

松くい虫防除事業請負契約書（案）

- 1 事業名

松くい虫防除事業(伐倒駆除外)請負
- 2 履行場所

鹿児島県霧島市
新床国有林1062い林小班外
別紙、図面のとおり
- 3 事業内容

伐倒駆除作業(伐倒・玉切・集積・薬剤燻蒸)
特別伐倒駆除作業(伐倒・玉切・集積・枝条処理)
- 4 事業期間

自 令和〇年〇〇月〇〇日（契約締結日の翌日）
至 令和7年 3月20日
- 5 作業仕様

別紙、作業仕様書のとおり
- 6 駆除数量

伐倒駆除数量 53.48m3
特別伐倒駆除数量 381.98m3
- 8 請負金額

金〇,〇〇〇,〇〇〇円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金〇〇,〇〇〇円也)
- 9 選択条項

別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
(選択されるものは○印、削除されるものは×印)

適用削除の区分	選 択 事 項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
×	部分払	1回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

10 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日
該当無し				

11 特約事項

別紙、特約事項のとおり。

上記請負事業について、発注者 分任支出負担行為担当官 鹿児島森林管理署長 香月英伸と請負者〇〇〇〇は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び九州森林管理局長の定める国有林野事業造林事業請負契約約款及び造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者（甲）住所 鹿児島県鹿児島市浜町12-1
分任支出負担行為担当官
鹿児島森林管理署長 香月 英伸

請負者（乙）住所 〇〇県〇〇〇〇
〇〇林業株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

〔注〕請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

請負者 〇〇共同事業体

代表者
住所 〇〇林業株式会社
〇〇県〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇
〇〇県〇〇〇〇
住所 〇〇林業株式会社
〇〇県〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇
〇〇県〇〇〇〇
住所 〇〇林業株式会社
〇〇県〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

別紙

松くい虫防除事業（伐倒駆除外）請負 使用材料規格内訳書
【 請負者購入分 】

令和7年11月17日付け入札公告、松くい虫防除事業（伐倒駆除外）請負に伴う
使用材料については、下記品質規格同等品及びその規格品以上とする。

記

物件 番号	品 名	規 格	数 量	適用
1	燻蒸剤	1 本 7 5 0 m l	6 8 本	
	燻蒸用生分解シート	4 m × 3 0 m 巻	1 7 本	

特 約 事 項（被害木販売）

本事業は、松くい虫（森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する松くい虫をいう。以下同じ。）の被害対策として行う「特別伐倒駆除」（法第2条第6項）であり、被害木は、伐倒するとともに破砕または炭化（燃焼・焼却を含む。以下「炭化等」という。）を行う必要があります。このため、被害木の破砕または炭化等を行うため、チップ、おがくず等に活用することを前提として特別伐倒駆除事業請負契約者に被害木を販売します。

被害木の購入・利用に当たっては以下に留意して下さい。

1 売買契約

- （１） 販売は、鹿児島森林管理署長と売買契約を締結する。
なお、支店等において売買契約を締結する場合は、林産物買受申込書に法人登記者等の委任状を必ず添付すること。
- （２） 売買契約に係る契約単価は当署の予定価格以上とし、別途協議する。
販売量は、今後の被害状況等により変動することがあり、公告１（１）に記載する量を約束するものではない。

2 被害木の搬出・利用

- （１） 販売する被害木は特別伐倒駆除により発生するものであることから、その取り扱いは関係法令に従うこと。また、森林管理署長から指示があった場合はその指示に従うこと。
- （２） 買受人は、森林管理署長が指定する日までに、買い受けた被害木の破砕または炭化等行うこと。
なお、被害木を搬出する場合は、松くい虫の羽化が困難な小枝等を除く全ての枝条を林外に搬出すること。
- （３） 炭化等を行わず破砕のみによって被害木を活用する場合は、破砕後の木片の厚さが６ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあっては１５ミリメートル）以下となるよう行うこと。

3 目的外処分の制限

買い受けた被害木を破砕または炭化等以外の方法により使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡してはならない。

4 被害木の移動監視

買受者が、松くい虫が付着しているマツの伐採木等を移動させる場合は、鹿児島森林管理署長に移動場所、移動数量等について事前に報告するものとする。また、この報告を受けた鹿児島森林管理署長は、関係都道府県と連絡をとった上で松くい虫による被害木の移動証明書を発行するので、伐採木を移動するときは当該証明書を携行すること。なお、移動範囲が鹿児島県内（離島への移動は除く）の場合当該報告は必要ない。

5 被害木の破砕等処理の確認

販売する被害木は松くい虫被害対策として実施する「特別伐倒駆除」により発生するものであることから、買受者は破砕または炭化等が確実に行われたことを証明する書類を提出すること。

特 約 事 項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

A S Fは、A S Fウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、請負者は下記の内容について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

A S F対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第 20 条により対応する。

松くい虫防除（伐倒駆除）作業仕様書

1. 松くい虫伐倒駆除に当たっては、契約書及び本作業仕様書によるほか、災害防止、作業実施上、必要な事項について、作業着手前に監督職員の指示を受けること。
また、作業中においても必要な事項については、監督職員の指示により実施すること。
2. 危被害等があった場合は、速やかに監督職員へ報告して指示を受けること。
3. 被害木の表示を十分確認すること。
ただし、別途指示する場合はこの指示に従うこと。
4. 被害木の伐倒に当たっては、残存木の被害防止はもとより、作業者に対する安全確保に努め、以下に留意すること。
 - (1) 残存木の保護のため必要に応じ、枝落とし等を行ったあと伐倒方向を定めて伐倒すること。
また、かかり木の除去、傾斜木の処理に当たっては、安易な方法によることなく安全に対する処配については万全を期すとともに、場合によっては、監督職員の指導のもとに実施すること。
 - (2) 強風等により安全確保が困難な場合の伐倒は、行わないこと。
 - (3) 被害木は、伐倒後枝打ちを行い、樹幹は散布時に回転可能な長さに玉切ること。
ただし、大径材等で駆除後販売する場合については、幹への散布を容易にするため、地面に接する側の枝を残しておき、幹への散布終了後、枝を打つなど工夫した方法をとること。
 - (4) 枝条は、散布が容易にできるように適宜集積、整理すること。
 - (5) 作業実施上、特に被害木以外の立木を伐採する必要があるときは、事前に監督職員へ届出て指示を受けること。
 - (6) 被害木以外の立木等に損傷を与えたときは、速やかに監督職員へ届出て指示を受けること。
 - (7) 燻蒸処理を行う場合は、伐採後、1～2 mに玉切りし枝打ちを行い、枝は小切れ状態にし、枝条までの全ての被害木は1 m³ 以下で崩れないように集積すること。
5. 駆除薬剤の種類、数量、希釈倍数、散布量等は次の製品と同等以上のものとする。

薬 剤 名	水・油 別	駆除数量 枝条込み (m3)	原液量 (ℓ)	希 釈 倍 数	1m3当り 散布量(ℓ)	散布総量 (ℓ)
燻蒸剤	—	67.38	50.54	1	0.75	50.54

(注) 乳剤の場合に希釈する水は、清水を使用すること。

6. 薬剤は作業請負者において購入すること。官給品があった場合は、物品交付通知書によって受領書を提出するとともに事業実行過程の支給薬剤の受払日計表及び精算書により使用数量、残数量等を記入しておくこと。なお、必要に応じて監督職員に提示し、事業終了後は検査の補完資料として提出すること。

7. 薬剤等の保管、取扱い及び危被害防止については、以下に留意すること。

- (1) 毒物、劇物に指定された薬剤については、毒物、劇物取締法の規定を遵守すること。
- (2) 薬剤等に記載される注意書きは遵守することとし、他の薬剤と混合しないこと。
- (3) 薬剤は、密閉して火気のない倉庫等に厳重に保管すること。
- (4) 薬剤を取扱う作業者、散布従事者等は、皮膚の露出部を少なくするとともに、防汚衣及び保護具等を着用し、噴霧液を浴びたり、吸い込んだりしないよう注意すること。
- (5) 皮膚に薬剤が付着したとき及び作業終了後は、顔、手足等の露出部を石けんでよく洗うとともに、うがいをする。
- (6) 作業終了後は、防汚衣及び保護具等も含めてよく洗浄等を行うこと。
- (7) 薬剤の運搬に当たっては、紛失を防止するため、積卸しの都度数量の確認をすること。また、運搬中に薬剤のこぼれ防止に万全を期すこと。
- (8) 薬剤の運搬は、当日散布可能な数量のみとし、残量が生じたとしても林内に放置することなく、所定の場所へ保管すること。
- (9) 薬剤の希釈、散布中に林内の河川、用水路等に流入しないよう注意すること。
- (10) 人家、桑畑等の危被害対象物の付近で散布するときは、第三者に損害を及ぼさないよう十分注意するとともに、人や家畜類等を近寄らせないように注意すること。
- (11) 薬剤散布に使用した器具等は、作業終了の都度水洗いすること。
この場合の水洗い場所は、河川、用水路等では行わないこと。
- (12) 使用済みの薬剤の容器は、林内に放置、または、河川等被害を及ぼすおそれのある場所等に投棄することなく、当日の使用量を確認して保管し、監督職員

等の検認を受けてから処分すること。

8. 油剤の希釈に使用する灯油の取扱いについては、以下に留意すること。

- (1) 灯油を使用する場合は、必ず事前に監督職員に届出し、災害防止及び作業実施に必要な指示を受けること。
作業中においても、必要な事項については監督職員の指示により実施すること。
- (2) 危被害が発生したときは、速やかに監督職員に報告して指示を受けること。
- (3) 降雨時や降雨が予想される場合など、天候の事由から作業の続行が適当でないと認められる場合は使用を中止すること。
- (4) 林内の河川、用水路等に流入しないように注意すること。
- (5) 使用した容器を河川、用水路等で洗わないこと。
- (6) 灯油を作業現場へ運搬する場合、途中で紛失しないよう注意すること。
- (7) 容器のふたは完全にし、運搬中にこぼれないように注意すること。
- (8) 作業現場へ運搬する灯油は、当日の使用可能量とし、残量が生じたときは林内に放置することなく所定の保管場所に保管すること。
- (9) 容器は、灯油がこぼれるおそれのないものを使用すること。
- (10) 使用した容器は、塩素酸ソーダ等を入れる容器として使用しないこと。
- (11) 保管及び取扱いについては、消防法等の関係法令を遵守すること。
- (12) 火気を近づけないこと。
- (13) 作業中は禁煙とし、喫煙等は指定場所で行うこと。
- (14) 灯油を散布容器に移すときは、こぼさないように注意すること。
- (15) 灯油を直接取扱う作業者は、防護マスク、防護手袋を着用すること。
- (16) 作業後は、体の露出部を石鹼で洗うこと。

9. 薬剤の散布及び燻蒸処理に当たっては以下に留意すること。

- (1) 散布日時は、晴天時に行うこととし、監督職員へ連絡し立会を求めること。
- (2) 散布用器具は、噴霧器(手動または動力)とし、一文字噴口を使用すること。
- (3) 希釈が必要な薬剤については、散布直前に希釈し、早めに使用すること。
なお、調剤後、数時間使用しなかったときは、使用前に再度よく攪拌すること。
- (4) 樹幹、枝条及び伐根の全面に薬液がしたたるようにむらなく散布すること。
- (5) 樹皮の厚い部分には幾分多めに散布し、伐根は付着した土をよく落として散布すること。
- (6) 降雨直後など散布木が濡れているとき、散布直後に降雨が予想される場合は散布をしないこと。
- (7) 燻蒸処理する場合は、晴天時に行うこととし、処理後は直ちに分解性被覆シートを被せ、シートの裾を土壤などで押さえ、完全に密閉すること。

10. 作業の実施については、事業記録(日誌、記録写真等)を作成し、当日の実行本数、実行面積、使用薬剤置並びに処理数量(材積)等を記入して必要により監督職員に提示すること。

11. その他

- (1) 伐倒駆除の終了に当たっては、完了届けを提出する前に駆除の処理漏れがないか、再度作業区域内を見回り、必要に応じて監督職員の立会を求めること。
- (2) 作業実施のための諸施設及び労務者の管理等については、労働関係法令を遵守すること。
- (3) 作業地の火災防止に万全の措置を行い、不注意により失火しないよう注意すること。
- (4) 作業が終了したときは、監督職員の指示に従い、作業現場の片づけを行うこと。
- (5) 仕様書等に明記しない作業で、本作業の実施に必要な諸作業は、乙の負担において行うこと。
- (6) その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

松くい虫防除事業（特別伐倒駆除）作業仕様書

1. 松くい虫特別伐倒駆除に当たっては、契約書及び本作業仕様書によるほか、災害防止、作業実施上、必要な事項について作業着手前に監督職員の指示を受けること。
また、作業中においても必要な事項については、監督職員の指示により実施すること。
2. 危被害等があった場合は、速やかに監督職員へ報告して指示を受けること。
3. 被害木の表示を十分確認すること。
ただし、別途指示する場合はこの指示に従うこと。
4. 被害木の伐倒に当たっては、残存木の被害防止はもとより、作業者に対する安全確保に努め、以下に留意すること。
 - (1) 残存木の保護のため必要に応じ、枝落とし等を行ったあと伐倒方向を定めて伐倒すること。
また、かかり木の除去、傾斜木の処理に当たっては、安易な方法によることなく安全に対する処置については万全を期すとともに、場合によっては、監督職員等の指導のもとに実施すること。
 - (2) 強風等により安全確保が困難な場合の伐倒は、行わないこと。
 - (3) 作業実施上、特に被害木以外の立木を伐採する必要があるときは、事前に監督職員へ届出て指示を受けること。
 - (4) 被害木以外の立木等に損傷を与えたときは、速やかに監督職員へ届出て指示を受けること。
5. 採材、集積及び焼却、破碎については、以下に留意すること。
 - (1) 伐採後は、原則として2 mに玉切りし、必要に応じて枝打ちを行い指定された場所に集積をしたのち、監督職員の確認を受けること。
 - (2) 枝条等は、特に注意し、処理漏れのないようにすること。
 - (3) 焼却にあたっては、飛び火が予想される範囲の可燃物の除去及び消火用水の備え付けなど火災の予防に万全を期すとともに作業の安全確保を図ること。
 - (4) 焼却の際に出るばい煙等については、常に風向き、風力に注意し、周辺の民家等の生活環境の保全を図ること。
 - (5) 焼却を林内で行う場合には、ツチクラゲ病の発生の恐れがあるので周囲の松との間隔を十分取った上で火災防止等の処置をとること。
 - (6) 焼却に当たっては、あらかじめ場所、日時を監督職員及び管轄する消防署に連絡し、監督職員の立会を求めること。
 - (7) 破碎を現地実行する場合は、破碎機の性能以上の被害木処理は行わないこと。
 - (8) 破碎後の木片の厚さが6ミリメートル(木材チップーにより粉碎する場合にあっては15ミリメートル)以下となるよう行うこと。
6. 特別伐倒駆除を行うに当たって、被害木を移動させる場合は、以下について留意すること。
 - (1) 焼却・破碎に当たって被害木の移動を行う場合は、事前に所定の様式に基づいて森林管理署長へ報告すること。
 - (2) 報告を受けた森林管理署長は、必要により関係都道府県と連絡を取ったうえで

証明書を発行するので、移動させる者に当該証明書を携行させること。

(3) 被害木の移動距離が短い等により、都道府県の実情が得られたときは証明書の発行が省略される場合があるが、この場合であっても上記(1)についての報告は行うこと。

(4) 立木販売により、被害木を移動する場合は、マツノマダラカミキリが羽化脱出する前までに処理を行うこと。

7. 特別伐倒駆除の作業記録については、駆除作業中の写真等作業記録を整備し、駆除が終了したときは速やかに所定の様式により報告すること。

8. 伐倒した根株については、必要に応じて薬剤散布を行う。この場合の駆除薬剤の種類・数量・希釈倍数・散布量は次のとおりとする。

薬剤名	水・油別	駆除数量 (m ³)	原液量 (ℓ)	希 釈 倍 数	1m ³ 当り 散布量(ℓ)	散布総量 (ℓ)
該当なし						

(注) 乳剤の場合に希釈する水は、清水を使用すること。

9. 薬剤は作業請負者において購入すること。官給品があった場合は、物品交付通知書によって受領書を提出するとともに事業実行過程の支給薬剤の受払日計表及び精算書により使用数量、残数量等を記入しておくこと。なお、必要に応じて監督職員に提示し、事業終了後は検査の補完資料として提出すること。

10. 薬剤の保管、取扱い及び危被害防止については、以下に留意すること。

(1) 毒物、劇物に指定された薬剤については、毒物、劇物取締法の規定を遵守すること。

(2) 薬剤に記載される注意書きは遵守することとし、他の薬剤と混合しないこと。

(3) 薬剤は、密閉して火気のない倉庫等に厳重に保管すること。

(4) 薬剤を取扱う作業員、散布従事者等は、皮膚の露出部を少なくするとともに、防汚衣及び保護具等を着用すること。

(5) 皮膚に薬剤が付着したとき及び作業終了後は、顔、手足等の露出部を石けんでよく洗うとともに、うがいを行うこと。

(6) 作業終了後は、防汚衣及び保護具等も含めて、よく洗浄等を行うこと。

(7) 薬剤の運搬に当たっては、紛失を防止するため、積卸しの都度数量の確認を行うこと。また、運搬中に薬剤のこぼれ防止に万全を期すこと。

(8) 薬剤の運搬は、当日散布可能な数量のみとし、残量が生じたとしても林内に放置することなく、所定の場所へ保管すること。

(9) 薬剤の希釈、散布中に林内の河川、用水路等に流入しないよう注意すること。

(10) 人家、桑畑等の危被害対象物の付近で散布するときは、第三者に損害を及ぼさないよう十分注意するとともに、人や家畜類等を近寄らせないように注意すること。

(11) 薬剤散布に使用した器具等は、作業終了の都度水洗いすること。

この場合の水洗い場所は、河川、用水路等では行わないこと。

(12) 使用済みの薬剤の容器は、林内に放置、または、河川等被害を及ぼすおそれの

ある場所等に投棄することなく、当日の使用量を確認して保管し、監督職員の検認を受けてから処分すること。

1 1. 油剤の希釈に使用する灯油の取扱いについては、以下に留意すること。

- (1) 灯油を使用する場合は、必ず事前に監督職員に届出し、災害防止及び作業実施上必要な指示を受けること。

作業中においても、必要な事項については監督職員の指示により実施すること。

- (2) 危被害が発生したときは、速やかに監督職員に報告して指示を受けること。
- (3) 降雨時や降雨が予想される場合など、天候の事由から作業の続行が適当でないと認められる場合は使用を中止すること。
- (4) 林内の河川、用水路等に流入しないように注意すること。
- (5) 使用した容器を河川、用水路等で洗わないこと。
- (6) 灯油を作業現場へ運搬する場合、途中で紛失しないよう注意すること。
- (7) 容器の密閉を確認し、運搬中にこぼれないように注意すること。
- (8) 作業現場へ運搬する灯油は、当日の使用可能量とし、残量が生じたときは林内に放置することなく所定の保管場所に保管すること。
- (9) 容器は、灯油がこぼれる恐れのないものを使用すること。
- (10) 使用した容器は、塩素酸ソーダ等を入れる容器として使用しないこと。
- (11) 保管及び取扱いについては、消防法等の関係法令を遵守すること。
- (12) 火気を近づけないこと。
- (13) 作業中は禁煙とし、喫煙等は指定場所で行うこと。
- (14) 灯油を散布容器に移すときは、こぼさないように注意すること。
- (15) 灯油を直接取扱う作業者は、防護マスク、防護手袋を着用すること。
- (16) 作業後は、体の露出部を石鹼で洗うこと。

1 2. 薬剤の散布に当たっては、以下に留意すること。

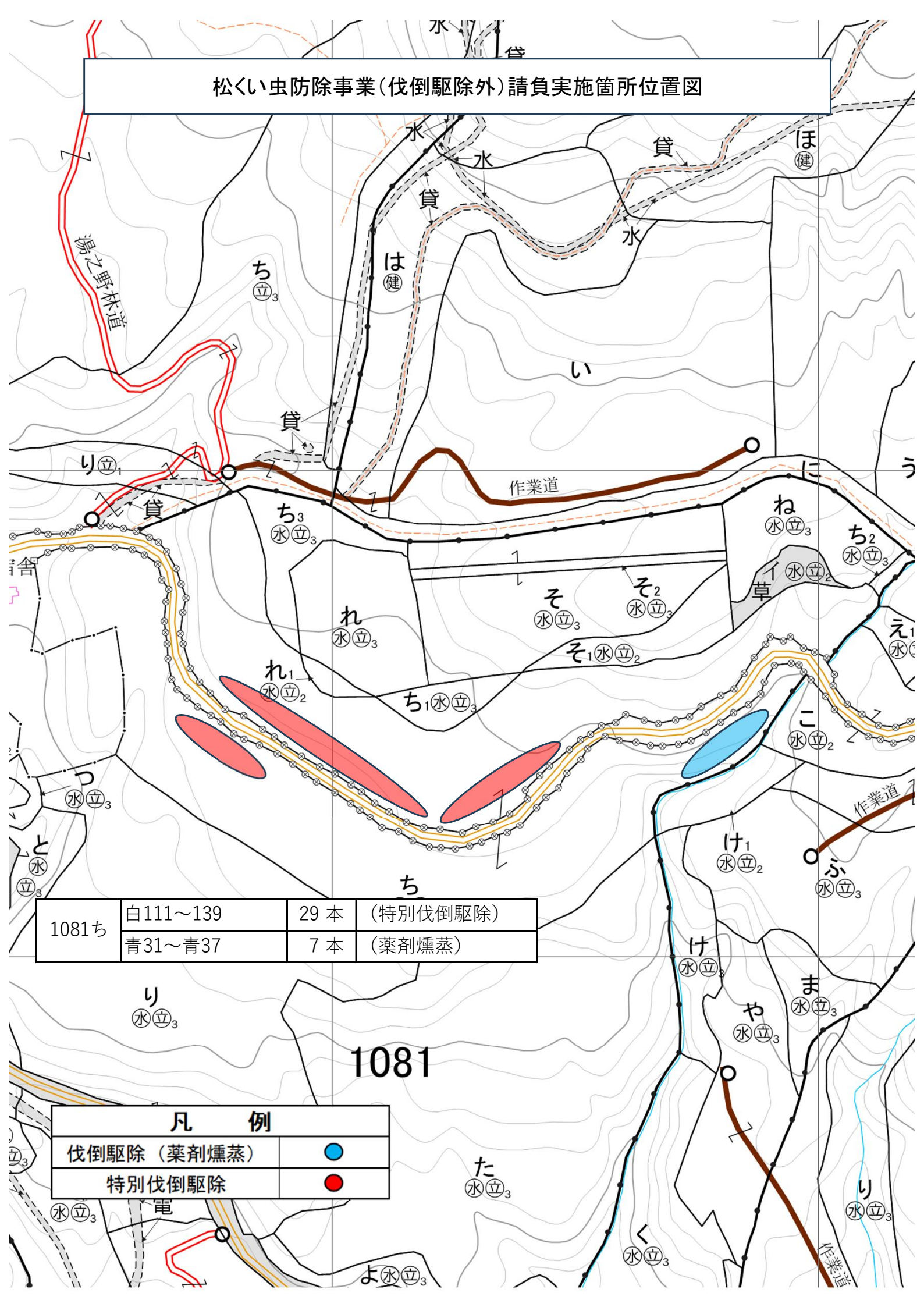
- (1) 散布日時は、監督職員へ事前に連絡し立会を求めること。
- (2) 散布用器具は、噴霧器(手動または動力)とし、一文字噴口を使用すること。
- (3) 希釈が必要な薬剤については、散布直前に希釈し、早めに使用すること。
なお、調剤後、数時間使用しなかったときは、使用前に再度よく攪拌すること。
- (4) 伐根の全面に薬液がしたたるようにむらなく散布すること。
- (5) 伐根に付着した土をよく落として散布すること。
- (6) 降雨直後など伐根が濡れているとき、散布直後に降雨が予想される場合は、散布をしないこと。

1 3. 作業の実施については、事業記録(日誌、記録写真等)を作成し、当日の実行本数、実行面積、使用薬剤量並びに処理数量(株数)等を記入して、必要により監督職員に提示すること。

1 4. その他

- (1) 特別伐倒駆除の終了に当たっては、完了届を提出する前に焼却等の処理漏れがないか、再度作業区域内を見回り、必要に応じて監督職員の立会を求めること。
- (2) その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

松くい虫防除事業(伐倒駆除外)請負実施箇所位置図

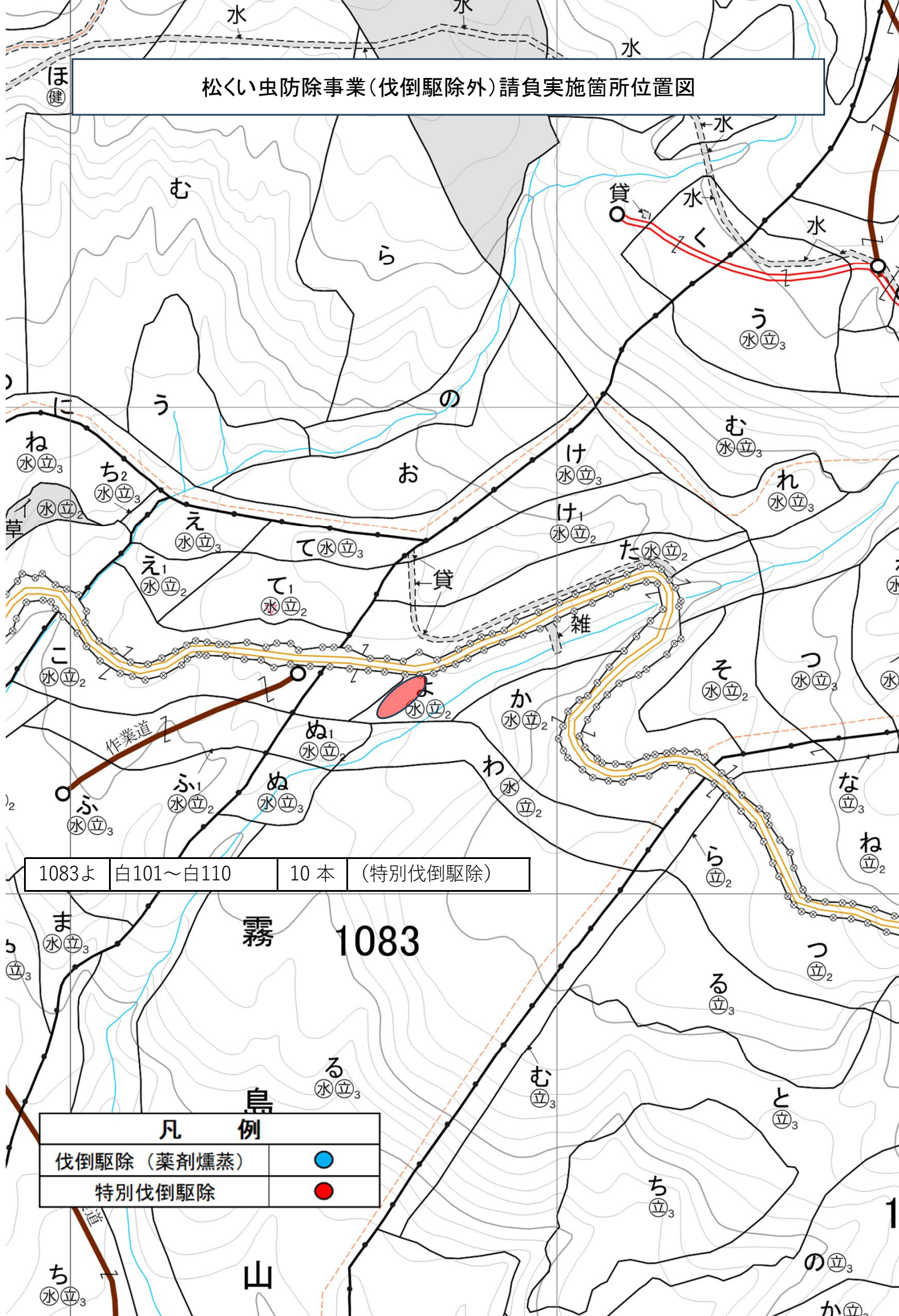


1081ち	白111~139	29 本	(特別伐倒駆除)
	青31~青37	7 本	(薬剤燻蒸)

1081

凡 例	
伐倒駆除 (薬剤燻蒸)	●
特別伐倒駆除	●

松くい虫防除事業(伐倒駆除外)請負実施箇所位置図



1083よ 白101~白110 10本 (特別伐倒駆除)

霧 1083

凡 例

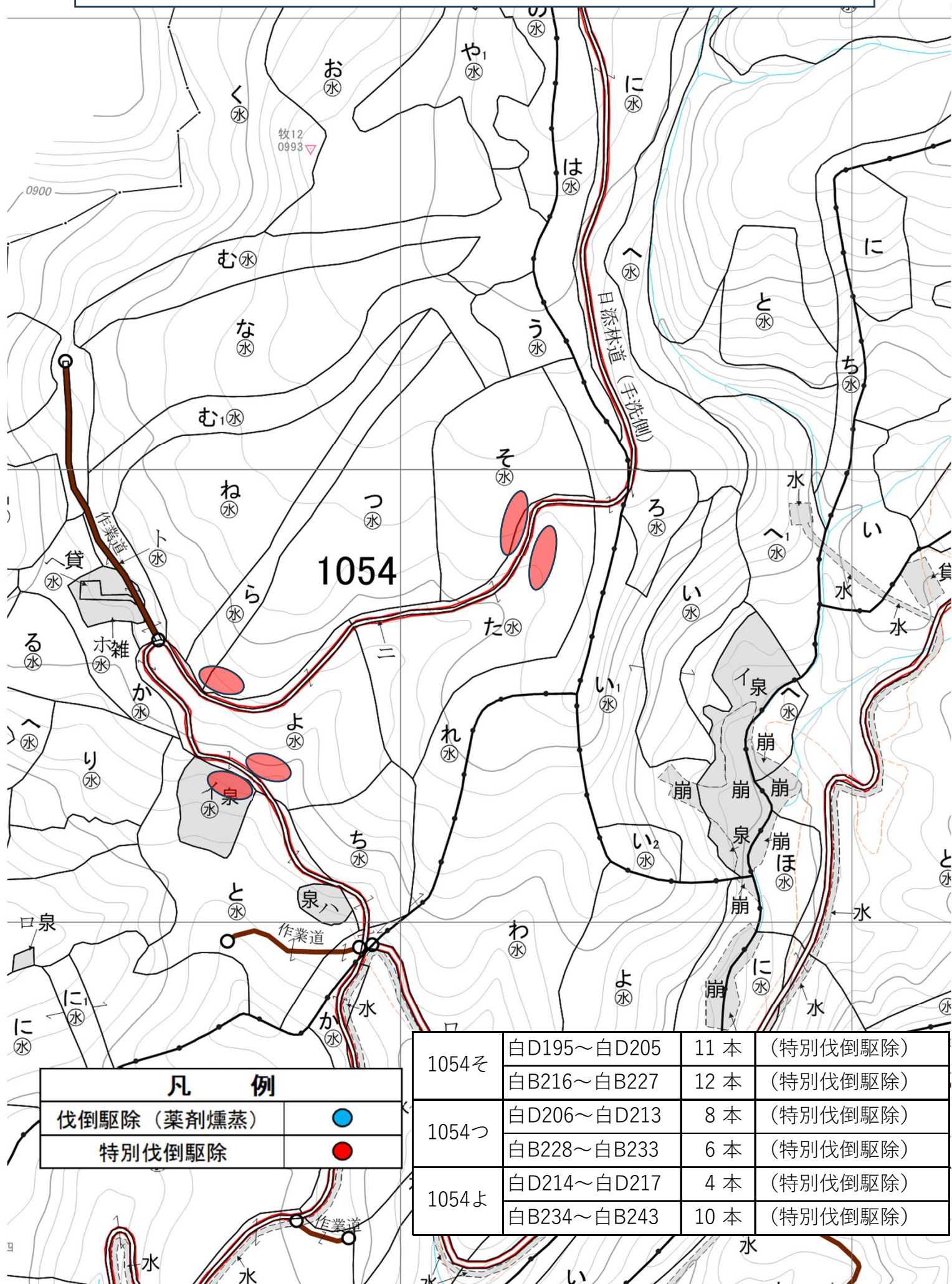
伐倒駆除 (薬剤燻蒸)



特別伐倒駆除



松くい虫防除事業(伐倒駆除外)請負実施箇所位置図



1054そ	白D195～白D205	11 本	(特別伐倒駆除)
	白B216～白B227	12 本	(特別伐倒駆除)
1054つ	白D206～白D213	8 本	(特別伐倒駆除)
	白B228～白B233	6 本	(特別伐倒駆除)
1054よ	白D214～白D217	4 本	(特別伐倒駆除)
	白B234～白B243	10 本	(特別伐倒駆除)

凡 例

伐倒駆除(薬剤燻蒸)



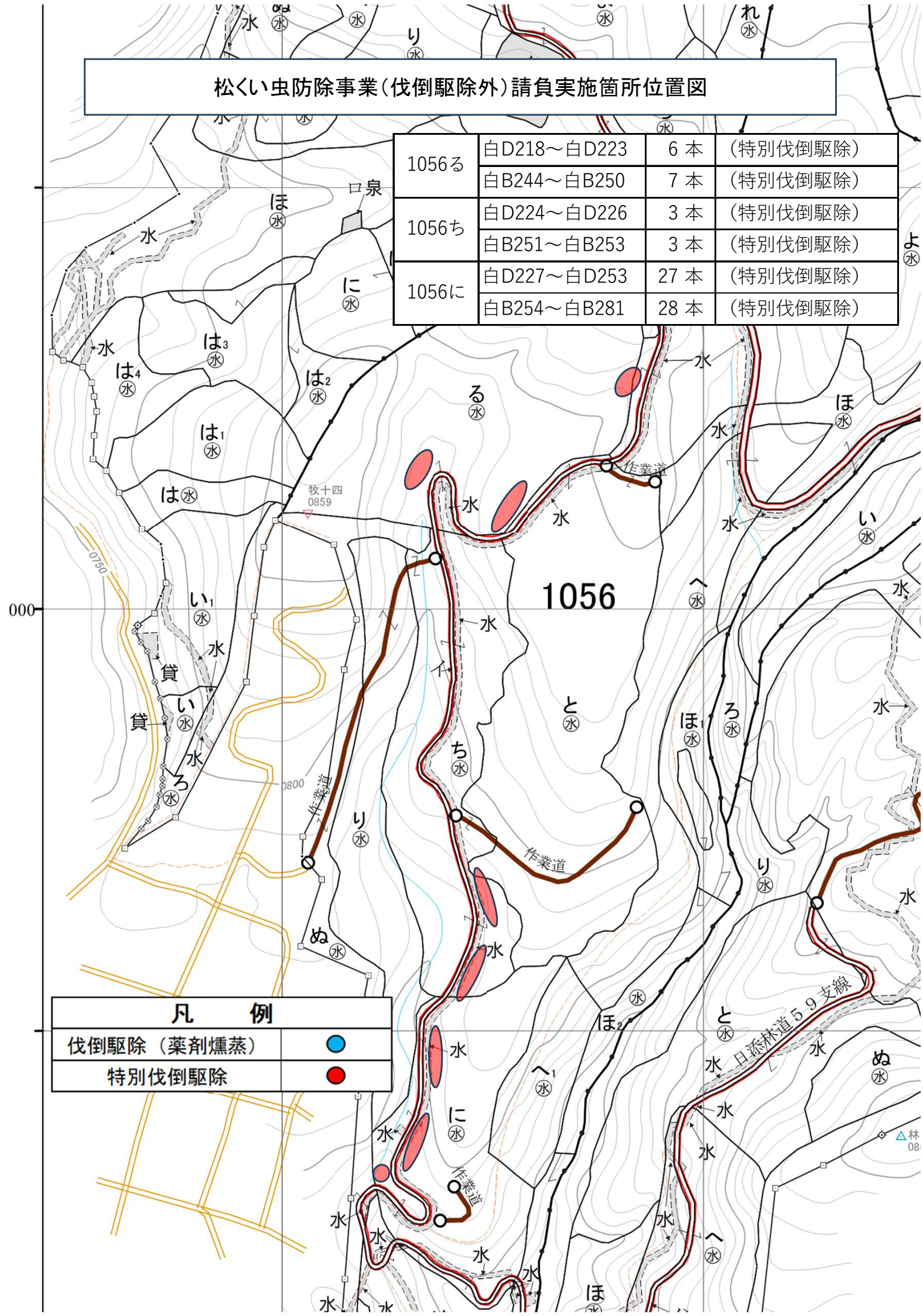
特別伐倒駆除



松くい虫防除事業(伐倒駆除外)請負実施箇所位置図

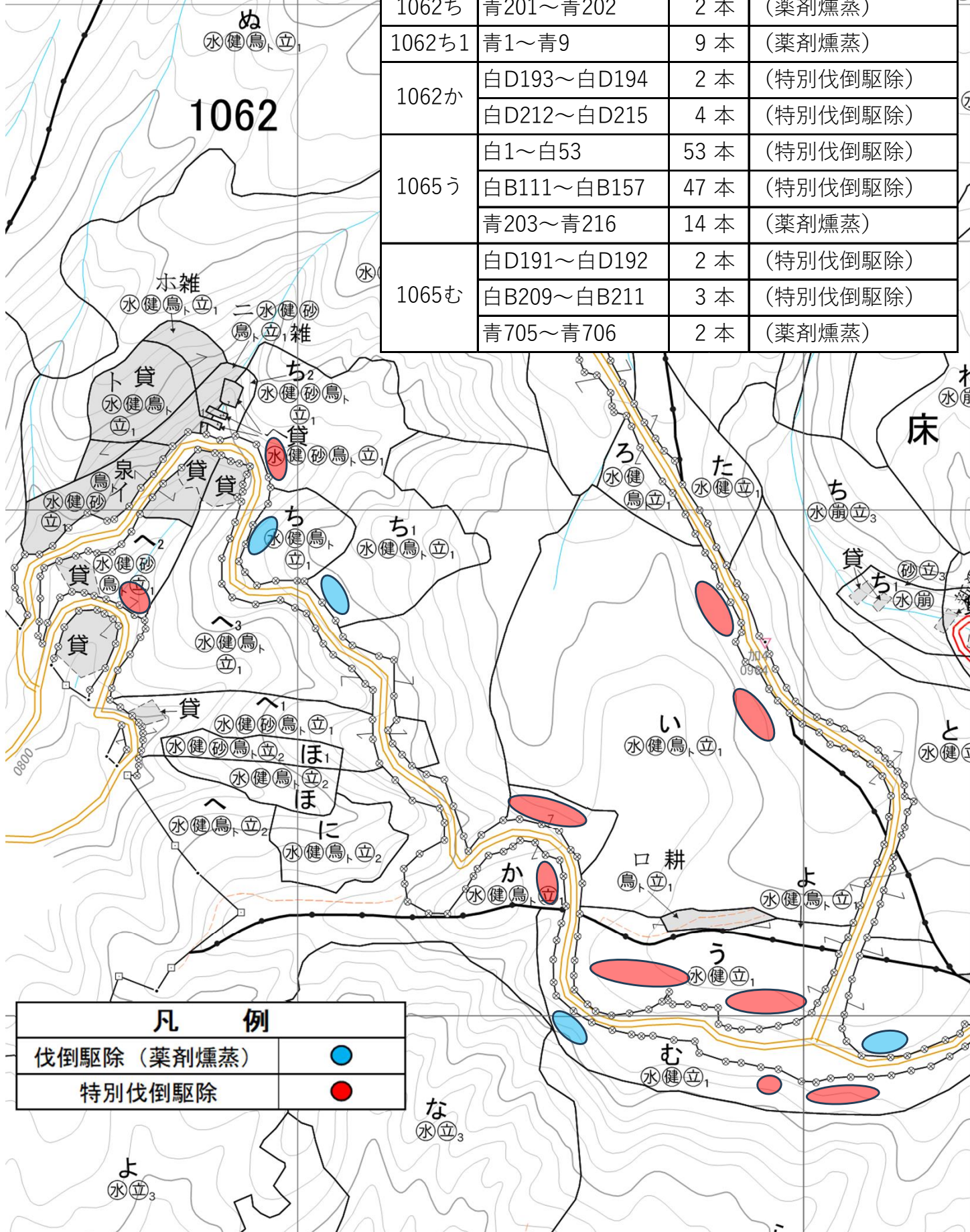
1056る	白D218～白D223	6本	(特別伐倒駆除)
	白B244～白B250	7本	(特別伐倒駆除)
1056ち	白D224～白D226	3本	(特別伐倒駆除)
	白B251～白B253	3本	(特別伐倒駆除)
1056に	白D227～白D253	27本	(特別伐倒駆除)
	白B254～白B281	28本	(特別伐倒駆除)

凡 例	
伐倒駆除(薬剤燻蒸)	●
特別伐倒駆除	●



松くい虫防除事業(伐倒駆除外)請負実施箇所位置図

1062い	白B191～白B192	2 本	(特別伐倒駆除)
	白B199～白B208	10 本	(特別伐倒駆除)
1062へ2	白89～白92	4 本	(特別伐倒駆除)
1062ち	青201～青202	2 本	(薬剤燻蒸)
1062ち1	青1～青9	9 本	(薬剤燻蒸)
1062か	白D193～白D194	2 本	(特別伐倒駆除)
	白D212～白D215	4 本	(特別伐倒駆除)
1065う	白1～白53	53 本	(特別伐倒駆除)
	白B111～白B157	47 本	(特別伐倒駆除)
	青203～青216	14 本	(薬剤燻蒸)
1065む	白D191～白D192	2 本	(特別伐倒駆除)
	白B209～白B211	3 本	(特別伐倒駆除)
	青705～青706	2 本	(薬剤燻蒸)



凡 例

伐倒駆除 (薬剤燻蒸)

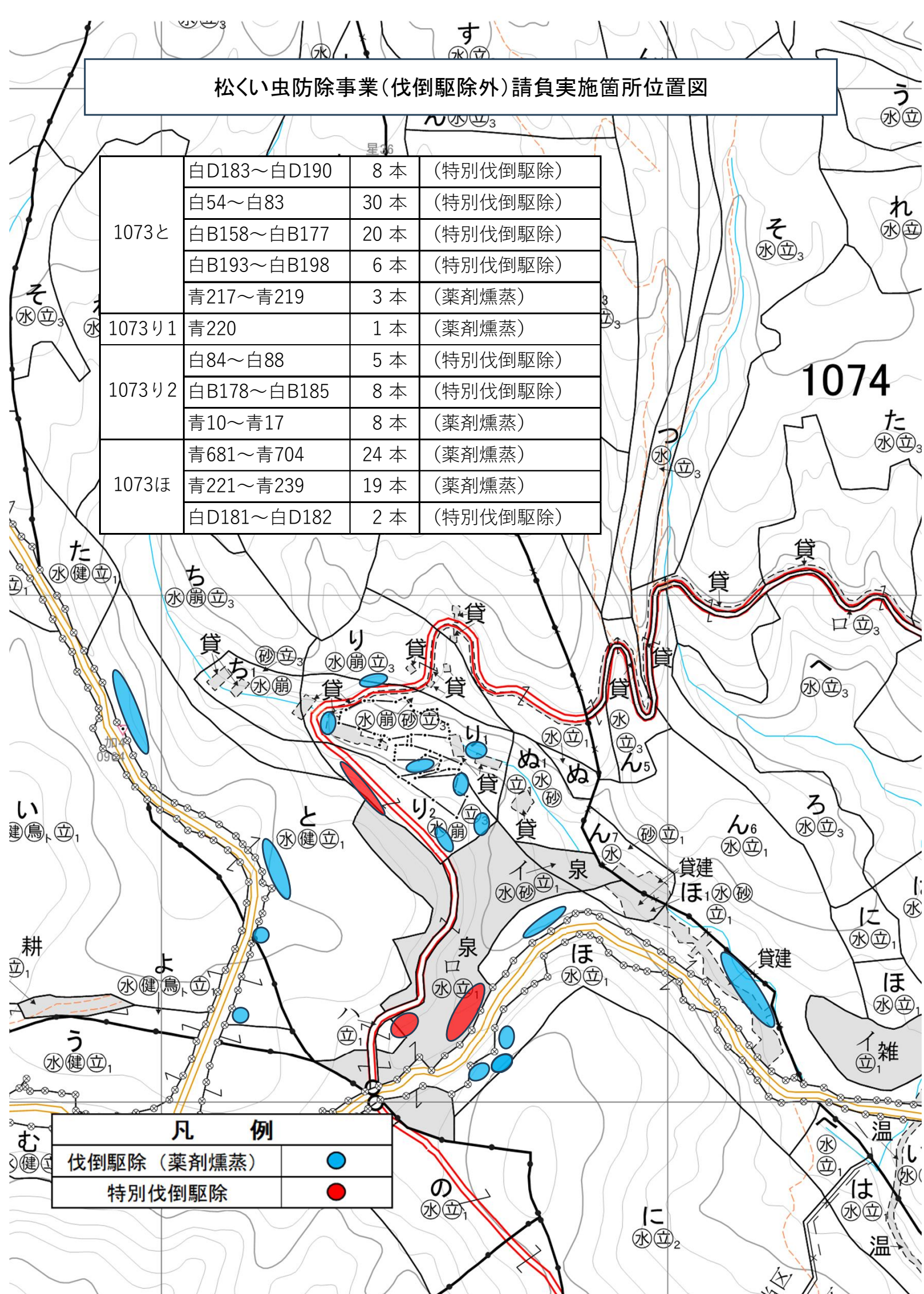


特別伐倒駆除



松くい虫防除事業(伐倒駆除外)請負実施箇所位置図

1073と	白D183～白D190	8 本	(特別伐倒駆除)
	白54～白83	30 本	(特別伐倒駆除)
	白B158～白B177	20 本	(特別伐倒駆除)
	白B193～白B198	6 本	(特別伐倒駆除)
	青217～青219	3 本	(薬剤燻蒸)
1073り1	青220	1 本	(薬剤燻蒸)
1073り2	白84～白88	5 本	(特別伐倒駆除)
	白B178～白B185	8 本	(特別伐倒駆除)
	青10～青17	8 本	(薬剤燻蒸)
1073ほ	青681～青704	24 本	(薬剤燻蒸)
	青221～青239	19 本	(薬剤燻蒸)
	白D181～白D182	2 本	(特別伐倒駆除)



凡 例

伐倒駆除 (薬剤燻蒸)



特別伐倒駆除

